仮設住宅等の供与期間の延長（再々々延長/５→６年）について

政策局 復興総室

○ 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間について、内閣府と県の協議により、公共事業に日数を要し、供与期間内に自宅再建ができない世帯については、供与期間の更なる延長（再々々延長／5 年→6 年）が可能となった。（令和 2 年 10 月 1 日付け、内閣府の特別基準同意）

○ 新しい延長要件は、来年（令和 3 年）4 月 14 日に供与期間満了日を迎える世帯から適用する。

○ 令和 2 年 11 月末現在で、66 世帯（160 人）が仮設住宅に入居されており、今年度末には約 30 世帯となる見込み。

■ 延長要件の推移

再建先	初回延長（2年→3年） 適用期間：H30.4.14～H31.4.13 延長要件	再延長（3年→4年） 適用期間：H31.4.14～R2.4.13 延長要件	再々延長（4年→5年） 適用期間：R2.4.14～R3.4.13 延長要件	再々々延長（5年→6年） 適用期間：R3.4.14～ 延長要件
自宅	工期の関係等（契約した建設業者から示された工期等）から、仮設住宅の供与期間内に自宅を再建できない	自宅の再建先・再建時期は決まっているが、工期等の関係から、供与期間内に仮設住宅を退去できない。	同左	延長なし
	公共事業等（土地区画整理事業、地盤改良事業、農地転用等その他法律に基づく諸手続き等）に日数を要し、仮設住宅の供与期間内に自宅を再建できない	公共事業等に日数を要することから、自宅を再建できず、供与期間内に仮設住宅を退去できない。	同左	同左
民間賃貸住宅	健康悪化等により1階の物件またはエレベーター付きの物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない 高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等で、公営住宅に入居する場合の収入基準に該当し、現在の物件より家賃の安い物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない 高齢者等でかつ保証人となる者がいない場合で、保証人を必要としない物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない 現在は被災時の市町村から他の市町村に転居している場合で、被災時に居住していた市町村の物件を探しているが見つからないため、仮設住宅の供与期間内に退去できない	延長なし	延長なし	延長なし
公営住宅	災害公営住宅に入居したいが、災害公営住宅の工期の関係等から、仮設住宅の供与期間内に退去できない	災害公営住宅に入居したいが、災害公営住宅の工期の関係等から供与期間内に仮設住宅を退去できない（災害公営住宅当選世帯）	同左	延長なし
	既存の公営住宅に入居したいが、公営住宅の補修等の工期の関係等から、仮設住宅の供与期間内に退去できない			